別紙３

入札契約制度の適正化に関する連絡会議設置要綱

第１　趣　旨

北海道が発注する公共工事等に係る入札契約制度の適正化を図るとともに、庁内関係部局間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため入札契約制度の適正化に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

第２　所掌事務

１　入札契約制度の適正化に係る取組方針の策定に関すること。

２　その他入札契約制度の適正化に関連する事項に関すること。

第３　組　織

１　連絡会議は、議長及び委員をもって組織する。

２　議長は、財務に関する事務を担当する副知事をもって充てる。

３　委員は、総務部長、農政部長、水産林務部長、建設部長及び出納局長をもって充てる。

４　連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。

第４　会　議

１　連絡会議は議長が招集し、これを主宰する。

２　議長に事故あるときは、出納局長の職にある委員がその職務を代理する。

３　議長が重要と認める事項については、北海道入札監視委員会（平成１５年４月１日設置）に審議を要請し、意見の具申を受けなければならない。

第５　庶　務

連絡会議の庶務は、出納局及び建設部が共同で処理することとし、出納局は連絡会議の運営を総括し、建設部は公共工事に係る入札契約制度の適正化に関する事務を分担する。

第６　その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附　　則

この要綱は、平成１８年７月２７日から施行する。

別紙

入札契約制度の適正化に関する連絡会議幹事会構成員

幹 事 長　出納局総務課長
幹　　事　総務部総務課長
　　農政部農政課長
　　水産林務部総務課長
　　建設部総務課長
　　建設部建設管理局建設情報課長